## 緊急災害時における飲料提供に関する協定書(案)

杉並区	王 課(以下「甲」という。)と <u></u>		(以下「乙」	という。)	は、緊急	災害時に
おける飲料の無償提供について、次のとおり協定する。						
(目的)						
第1条	この協定は、杉総経契第	_号による公有財産	賃貸借契約	(以下「賃貸	貸借契約」	という。)

に基づき、乙が杉並区から借り受けた公有財産に設置する自動販売機の機内在庫飲料(以下「飲料」という。)を、緊急災害時に施設利用者(勤務者を含む。)又は地域住民等に提供する必要が生じた場合に

おける飲料の無償供用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (供用の方法)

- 第2条 前条に規定する事態が発生した場合、甲は自らの判断により、次条に定める鍵を使って、乙の自動販売機の飲料を無償にて取り出し、適宜飲用に供する事ができるものとする。
- 2 前項の規定による飲料の供用は、甲の責任者又はその責任者があらかじめ指名した管理者(甲の対策本部等が設置された場合、その対策本部責任者又はその指名する者)の判断によるものとする。 (鍵の貸与)
- 第3条 乙は、前条の規定による飲料の供用を可能とするため、甲に対し、自動販売機のフリーベンド機能を起動する鍵(以下「フリーベンドキー」という。)を貸与することとする。
- 2 甲は、フリーベンドキーを管理責任者に管理させるものとする。なお。フリーベンドキーの管理責任 者が人事異動等により交代する場合は、確実に引き継ぎを行うものとする。
- 3 協定解除が成立した場合は、甲は乙に対し、フリーベンドキーを速やかに返却するものとする。 (供用結果の通知)
- 第4条 甲は、第2条の規定に基づき、飲料を飲用に供した場合は、後日速やかに乙に供用結果を通知するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間と同一とする。

(協定解除)

第6条 貸付契約の解除又は終了をもって、この協定は解除される。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲乙間 で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保管することとする。

令和7年 月 日

甲 杉並区阿佐谷南一丁目 15番1号

部 課長 印

管理責任者 部 課 係 印